

改正

令和元年9月27日告示第13—3号

滑川市介護予防ケアマネジメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年告示第49号。以下「要綱」という。）第4条第1号エに規定する第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 介護予防ケアマネジメントは、居宅要支援被保険者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要綱第4条第1号アからウまでに規定する第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）、第1号生活支援事業（その他の生活支援サービス）及び同条第2号に規定する一般介護予防事業並びに居宅要支援被保険者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行うことを目的とする。

(事業の内容)

第3条 介護予防ケアマネジメントは、滑川市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）が対象者に対してアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じてケアプランの作成、サービス担当者会議の開催及びモニタリング・評価等を行うものとする。

2 対象者の状態や提供を希望するサービスを踏まえ、別表に規定する類型に応じた介護予防ケアマネジメントを第7条に規定する対象者に行うものとする。

(事業の実施方法)

第4条 この事業は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施する。

2 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、この事業の一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(情報の提供等)

第5条 市長は、法第27条又は第32条の規定に基づく要介護認定又は要支援認定等において得た個人に関する情報について、この事業を実施するために必要があるときは、地域包括支援センターその他関係機関にその情報を提供することができる。

(使用する帳票類)

第6条 この事業で使用する帳票類は、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）様式1、様式2、様式4から様式8まで及びその他必要な帳票を

使用する。

2 事業者は、前項に掲げるもののうち、必要な帳票類を地域包括支援センターに提出しなければならない。

(対象者)

第7条 この事業の対象となる者は、居宅要支援被保険者等とする。

(事業の利用)

第8条 対象者がこの事業を利用しようとするときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書(様式第1号)を市長へ提出しなければならない。

2 前項の届出は、介護予防ケアマネジメントの作成依頼を受けた地域包括支援センターが、当該対象者に代わり、行うことができる。

(利用の中止)

第9条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、この事業の利用を中止させることができる。

- (1) 第7条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 事業の利用が継続できないと判断されたとき。

(事業費)

第10条 地域包括支援センターは、月ごとに事業実績及び別表に規定する類型に応じて次の各号の算定方法により算定した事業費を市長に請求することができる。

- (1) ケアマネジメントA 事業実績に基づき1人当たり4,380円を事業費として算定する。ただし、初回に限り、3,000円を加算する。
 - (2) ケアマネジメントB 事業実績に基づき1人当たり2,700円を事業費として算定する。ただし、初回に限り、3,000円を加算する。
 - (3) ケアマネジメントC 事業実績に基づき1人当たり1,700円を事業費として算定する。
- 2 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者へ提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として3,000円を加算する。
- 3 第1項及び前項の請求は、滑川市介護予防ケアマネジメント事業費請求書(様式第2号)に、当月分をまとめて翌月10日までに市長に提出するものとし、市長は請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに事業費を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(返還)

第11条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により事業費の支給を受けた者がいるときは、支給した事業費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(衛生管理等)

第12条 地域包括支援センター及び事業者(以下「地域包括支援センター等」という。)は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第13条 地域包括支援センター等は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じな

ればならない。

(事故発生時の対応)

第14条 地域包括支援センター等は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域包括支援センター等は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 地域包括支援センター等は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 地域包括支援センター等は、前3項に規定する措置を講ずる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、地域包括支援センター等に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日から令和3年9月30日までの間、第10条第1項第1号の所定単位数の事業費4,380円の1,001/1,000に相当する事業費を算定する。

別表 (第3条関係)

ケアマネジメントの類型

類型	主体となるサービス	内容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	要綱第4条第1号アに規定する第1号訪問事業 (訪問型サービス) 又は同号イに規定する第1号通所事業 (通所型サービス) のうち、市から指定を受けた事業所を利用する場合又は地域包括支援センターが必要と判断した場合	予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様に、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。モニタリングについては、少なくとも3月に1回行うもの。

<p>ケアマネジメントB（省略化したケアマネジメント）</p>	<p>ケアマネジメントA又はケアマネジメントC以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等）</p>	<p>アセスメントからケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントAと同様に実施しつつ、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行うもの。</p>
<p>ケアマネジメントC（初回のみ のケアマネジメント）</p>	<p>ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスにつなげる場合</p>	<p>簡略化したケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果を利用者に説明し、理解を得た上で、利用者自身のセルフケアマネジメントによって、住民主体の支援の利用等を継続する。その後のモニタリングについては、行わないもの。</p>

様式第1号（第8条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書

	<input type="checkbox"/>	介護予防サービス計画届出書	区 分
	<input type="checkbox"/>	介護予防ケアマネジメント依頼届出書	新規・変更
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		生年月日	性 別
		年 月 日	男・女

○介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者

○介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター

介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	
ケアプラン開始年月日（ 年 月 日）		〒	
事業所番号		電話番号	（ ）

○介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者

* 居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。

居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
事業所番号		電話番号	（ ）

○介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等

変更理由	変更年月日
	年 月 日付

（あて先） 滑川市長 様

上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。

年 月 日

被保険者 住 所
氏 名

電話番号 （ ）

（注意）

- この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに滑川市へ提出してください。
- 介護予防サービス計画の作成もしくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所または介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず滑川市へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象となる施設に入所中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

保険者 確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格	<input type="checkbox"/> 届け出の重複	<input type="checkbox"/> 事業対象者入力日	<input type="checkbox"/> 暫定
	<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号			

様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

滑川市介護予防ケアマネジメント事業費請求書

年 月 日

滑川市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者名

介護予防ケアマネジメントを実施しましたので、滑川市介護予防ケアマネジメント実施要綱第10条の規定により下記のとおり事業費について請求します。

記

(年 月請求分)

請求金額 円 (年 月サービス分)

介護予防ケアマネジメント実施対象者

No.	被保険者番号	被保険者氏名	区分	実施担当者	初回加算	委託加算